

# 第3次坂井市 福祉保健総合計画

(中間改訂抜粋)

令和6～8年度

令和6年3月  
坂井市

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係性を超えて、世代を超えた多くの地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すため、令和3年3月に「第3次坂井市福祉保健総合計画」を策定しました。

計画の策定から3年が経過し、これまでの各分野での取り組みを振り返ると共に、今後の推進の方向性を「地域共生社会推進会議」や各個別計画の各部会で議論しました。会議の中で委員のご意見や社会情勢の変化を踏まえて、令和6年3月に「第3次坂井市福祉保健総合計画」を一部改訂しました。

## 本計画の見直しにあたり実施した会議

### 総論

- |     |            |           |
|-----|------------|-----------|
| 第1回 | 地域共生社会推進会議 | 令和5年7月31日 |
| 第2回 | 地域共生社会推進会議 | 令和6年3月18日 |

### 各論

#### 1. 地域福祉計画

- |     |            |           |
|-----|------------|-----------|
| 第1回 | 地域福祉計画推進会議 | 令和5年11月1日 |
| 第2回 | 地域福祉計画推進会議 | 令和6年2月14日 |

#### 2. 高齢者福祉計画

- |     |             |           |
|-----|-------------|-----------|
| 第1回 | 高齢者福祉計画検証会議 | 令和5年10月3日 |
| 第2回 | 高齢者福祉計画検証会議 | 令和6年2月16日 |

#### 3. 障害者福祉計画

- |     |              |           |
|-----|--------------|-----------|
| 第1回 | 障がい福祉計画策定委員会 | 令和5年9月21日 |
| 第2回 | 障がい福祉計画策定委員会 | 令和5年12月4日 |
| 第3回 | 障がい福祉計画策定委員会 | 令和6年2月19日 |

#### 4. 健康増進計画

- |     |               |           |
|-----|---------------|-----------|
| 第1回 | 健康なまちづくり推進協議会 | 令和5年8月22日 |
| 第2回 | 健康なまちづくり推進協議会 | 令和6年1月29日 |

#### 5. 食育推進計画

- |     |        |           |
|-----|--------|-----------|
| 第1回 | 食育推進会議 | 令和5年8月29日 |
| 第2回 | 食育推進会議 | 令和6年2月8日  |

#### 6. 成年後見制度利用促進基本計画

- |     |                    |            |
|-----|--------------------|------------|
| 第1回 | 成年後見制度利用促進基本計画検証会議 | 令和5年10月27日 |
| 第2回 | 成年後見制度利用促進基本計画検証会議 | 令和6年1月31日  |

#### 7. 自殺対策計画

- |     |           |           |
|-----|-----------|-----------|
| 第1回 | 自殺対策連絡協議会 | 令和6年2月15日 |
|-----|-----------|-----------|

# I 総論

## ◆修正項目

### 3 基本理念

#### 基本方針4. 安心して暮らせる社会基盤の強化

修正前 P18

##### 施策の方向性③ 感染症のリスクと共存する新しい生活様式の推進

・新型コロナウイルス感染症等の感染予防および感染拡大防止に努め、安心して福祉サービスが継続できるよう感染症対策の徹底を図ります。また、新しい生活様式下における相談支援、住民の地域福祉活動等の実践を推進します。

修正後

##### 施策の方向性③ 感染症のリスクへの備え

・新型コロナウイルス感染症等の感染予防および感染拡大防止に努めます。また、これまでの取り組みを振り返り、次の感染症危機に対応できるよう備えます。

#### 【修正の理由】

令和2年に指定感染症に指定された新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日をもって5類感染症へと移行されました。これまでマスクの着用など行動制限されてきましたが、感染対策は原則、個人の判断に委ねられることとなりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症等の感染症が拡大するリスクが全く無くなったわけではなく、相談支援、住民の地域福祉活動等では、状況に応じて感染対策が必要です。また、これまでの取り組みを振り返り、次の感染性危機に備えることも重要です。

## II 各論

# 1地域福祉計画

## ◆目標・施策の変更

### 【基本目標】

みんなで絆を深めよう 地域のまとまりがまちのちから

#### 修正前

本市では、平成26年に策定された第2次計画において、高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者等といった見守りの必要な人の個の属性に基づき、誰もが地域のなかで、自分らしい暮らしを送ることができるよう、地域と市民、行政による協働のまちづくりをすすめてきました。

～中略～

そのため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすい環境整備が必要です。

#### 修正後

本市では、平成26年に策定された第2次計画において、高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者等といった見守りの必要な人の個の属性に基づき、ノーマライゼーションの理念に基づいた地域づくりを進めてきました。また、その取り組みは、平成23年に制定した「坂井市まちづくり基本条例」にあるように、市民と行政との協働により進められてきました。

～中略～

そのため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり支え合う地域共生社会の実現に向けた環境の整備が必要であり、そのためには、福祉施策の領域にとどまらず、まちづくり、住宅、環境、労働、教育など他の政策との連携も図りながら、より多くの市民が地域づくりにかかわることができる多様な機会を創出していくことが重要です。

## 【基本目標】

みんなで絆を深めよう 地域のまとまりがまちのちから

## 【基本施策】

3 ふれあい、支え合いの地域づくり

## 【推進項目】

(3) 住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制づくり

### 修正前

1) 住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる取組の支援

○住民に身近な圏域において地域課題の把握およびその解決を検討する住民ワークショップ等の開催

### 修正後

1) 住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる取組の支援

○住民に身近な圏域等において地域課題の把握およびその解決を検討する住民ワークショップ等の開催

5) 地域づくりを推進させるための体制の構築

○地域づくりのさらなる推進のため、庁内横断的な連携の推進

○地域福祉の推進の中核を担う社会福祉協議会との連携・協働体制の強化

## 【変更の理由】

今後、単身世帯や単身高齢者世帯のさらなる増加が見込まれるなか、国においては令和6年4月に孤独・孤立対策推進法が施行されることなどから、地域における人と人とのつながりを強めながら、誰もが暮らしやすい地域をつくっていくことは、今後ますます重要な取組みとして求められるものとなります。一方で、定年延長等により就労の期間が延びることや、地域での各種団体の会員や役員の高齢化などにより、地域で積極的に活動する担い手の不足という問題も生じています。

本市では、地域の課題や問題を、地域の多様な人々が自ら解決を図り、また、行政や関係機関が話し合いの場の設定や、地域だけでは解決ができないことに協力や支援をしていくという、市民との協働体制による地域づくりが始まっています。

地域づくりにかかわる人たちを広く増やし、地域課題解決の目標を明確にし、それを市民と行政等で共有しながら、また、行政においては、福祉分野以外のまちづくりや地域づくりの事業とも連携をして、庁内における支援体制を強化し、市民との協働による地域づくりを推し進めていきたいと考えます。



## ◆施策の追加

### 【基本目標】

みんなで絆を深めよう 地域のまとまりがまちのちから

### 【基本施策】

1 点ではなく面で支える支援体制づくり

### 【推進項目】

(3) 再犯防止の推進(再犯防止推進計画)

### 追加

#### 推進項目(3)(新設)

##### 再犯防止の推進(再犯防止推進計画)

犯罪をした者の中には、地域において社会復帰を果たす上で、高齢、障害などのため、自立した生活を営むための基盤である住まいや就労を確保できない、困難を抱えた者がいます。そのため、犯罪をした者であっても、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、関係機関等との連携により必要な支援を実施します。

また、犯罪をした者の社会復帰には、犯罪をした者が地域において孤立することがないよう、市民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となれるように支援をすることが重要です。適切な行政サービスを提供し、利用してもらえようとするとともに、再犯防止の施策は、市民にとって必ずしも身近な事柄ではないため、広報・啓発活動等の実施により、地域における再犯防止に関する理解の促進にも取り組みます。

この項目を再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として位置付け、他の取り組みと一体的に事業の実施を行います。

- 1) 保護司会や保護観察所などの関係機関と連携した、犯罪をした者等に対する安定した生活のための相談体制づくり
  - 保護司会、保護観察所、行政職員等による相談体制の検討
- 2) 犯罪をした者等への就労・医療・保健・福祉等の切れ目のない支援
  - 保護司会、ハローワーク、医療機関、行政職員等との連携による支援の実施
- 3) 再犯防止に対する理解促進のための、広報・啓発活動の推進
  - 市民や地域の理解を促進のため、社会を明るくする運動の推進

#### 【変更の理由】

令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定され、本市においても再犯防止推進計画の策定など、再犯防止のさらなる取り組みが求められています。

市民やその世帯が抱える様々な要因が複雑に絡み合った生活上の課題の中で、これまで制度や支援の狭間となっていた事柄に対しても充実した支援を提供し、従来の「支える側」「支えられる側」という関係にとらわれない、人と人、人と社会がつながり支え合う地域の醸成に取り組みます。

このことは、罪を犯した者等が地域で孤立することなく、地域の一員として円滑に社会復帰することへの支援にも通じるものであり、今般の中間見直しに合わせて「再犯防止推進計画」を追加することで、他の施策と一体的に取り組みを展開していきます。

## 2 高齢者福祉計画

## ◆施策の変更

### 【基本目標】

いつまでも健やかに自分らしく暮らせるまち

### 【基本施策】

- 1 生涯現役社会の実現に向け生き生きと暮らせるまちづくり

### 【推進項目】

- (1) 通いの場等の高齢者の居場所づくり
  - 1) 介護予防の推進
    - 介護予防の意識啓発の普及促進
    - 身近な地域で集う場の環境整備

修正前

主な取組

通いの場事業

修正後

主な取組

通いの場・サロン事業

取組の内容

高齢者が身近に通える場を利用して、住民主体や地区で開催される介護予防活動を支援するとともに、地域の中で見守り活動を円滑に進められるよう通いの場等の居場所の充実に努めていきます。

### 【変更の理由】

身近で定期的に集える高齢者の居場所を増やしていくことを目的に、通いの場と地区サロン事業の一体的実施を行い、住民にとってより分かりやすく取り組みやすい事業としたため変更いたしました。

通いの場・サロン事業では、月1回以上の継続的な介護予防活動を推進します。

修正前

主な取組

地区サロン事業

修正後

主な取組

地域介護予防活動事業

取組の内容

NPO法人等が実施する通所の介護予防活動に対して、支援および推進を図ります。

### 【変更の理由】

通いの場・サロン事業の一体化に伴い、主な取組の内容はNPO法人等が実施する通所介護予防活動に対しての支援及び推進を図ること、となりましたので地域介護予防活動事業に変更いたしました。

## ◆施策の変更

### 【基本目標】

いつまでも健やかに自分らしく暮らせるまち

### 【基本施策】

1 生涯現役社会の実現に向け生き生きと暮らせるまちづくり

### 【推進項目】

(3) 介護予防・健康づくりの主体的な取組への支援の充実

### 追加

4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

○ 住み慣れた地域での生涯を通じた健康の保持増進

### 主な取組

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

### 取組の内容

医療、介護、健康診査等のデータ分析による地域及び高齢者の健康課題を把握し、高齢者への個別的支援及び通いの場等への積極的な関与を行う、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施します。

### 【追加の理由】

これまで制度ごとに実施されてきた保健事業と介護予防は、人生100年時代を見据え一体的に実施されることが求められていることから、高齢者の多種多様な健康課題に対応するための重要な施策として追加いたしました。

## ◆施策の変更

### 【基本目標】

いつまでも健やかに自分らしく暮らせるまち

### 【基本施策】

2 高齢者の自立を支え自分らしく暮らせるまちづくり

### 【推進項目】

- (1) 在宅生活を支えるサービス支援の充実
- 2) 気軽に外出できる環境づくり
  - 利便性の高い公共交通ネットワークの構築
  - 高齢者が利用しやすい外出支援

修正前

主な取組

コミュニティバス事業

修正後

主な取組

生活バス路線事業、コミュニティバス運行事業

取組の内容

主要駅と路線バスやコミュニティバスの円滑なダイヤ接続に配慮し、広域的な移動を支援します。

### 【変更の理由】

より利便性の高い交通ネットワークを構築するため、これまで市民の移動手段として運行していたコミュニティバスに代わり、基幹ルートを路線バス化し、接続ルートはオンデマンド型交通へ改編したため変更いたしました。

修正前

主な取組

オンデマンド型サービス事業

修正後

主な取組

オンデマンド型交通運行事業

取組の内容

坂井市コミュニティバスの接続ルートに代わる新たな地域交通手段であるオンデマンド型交通の継続した運行を行い、高齢者の日常的な移動の利便性向上と外出支援を図ります。

### 【変更の理由】

坂井市コミュニティバスの接続ルートに代わる、新たな地域交通手段であるオンデマンド型交通を令和5年1月13日より市内全域にて運行開始したため、主な取組と取組内容の一部を変更いたしました。

### 3.障がい者福祉計画

## ◆施策の変更

### 【基本目標】

自分らしく生き、ともに支え合うまち

### 【基本施策2】

人権の尊重と共生社会の実現

### 【推進項目(1)】

差別の解消・権利擁護の推進

### 修正前

すべての人が分け隔てなく暮らしていくために、自分らしく暮らし、学び、働くことができるよう、互いに尊重し合える環境の構築をすすめます。

### 修正後（下線部を追加）

すべての人が分け隔てなく暮らしていくために、自分らしく暮らし、学び、働くことができるよう、互いに尊重し合える環境の構築をすすめます。そのために、障がいのある人に対する「合理的配慮の提供」や「不当な差別的取扱いの禁止」について、広く市民や事業者へ周知・啓発を図り、社会全体でのバリアフリー化の推進に努めます。

### 【変更の理由】

平成25年6月に制定された「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者に対し、障がいのある人への障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がいのある人から申し出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることを通じて、共生社会の実現を目指しています。

この法律が令和3年に改正され、これまで行政機関等に対してのみ義務とされていた「合理的配慮の提供」が、令和6年4月より事業者に対しても義務化されることに伴い、「自分らしく生き、ともに支え合うまち」を基本目標としている「坂井市第3次障がい者福祉計画」においても、改めて市民や事業者に対する周知啓発が重要であると捉え、今回追加記載をするものです。

この取り組みを通じ、社会全体のバリアフリー化の推進に努め、共生社会の実現を目指します。

## ◆施策の変更

### 【基本目標】

自分らしく生き、ともに支え合うまち

### 【基本施策3】

生きがいにつながる社会参加の支援

### 【推進項目】

(2) 社会参加、教育支援体制の構築

### 修正前

4) 特別支援教育の充実

### 修正後

4) 特別支援教育の充実とインクルージョンの推進

### 【変更の理由】

「障害者の権利に関する条約(第19条)」では、障がい者(児)への地域社会への参加・包容(インクルージョン)の促進が定められています。また、障がい児福祉計画の策定に係る国の基本指針においても、インクルージョンの推進体制を構築することを目標に掲げており、福井県の障がい者福祉計画では、障がいへの理解促進を図るため、学校や地域における交流を推進しながらインクルーシブ教育を充実していくとしています。

地域共生社会の実現・推進の観点からも、障がい福祉分野だけでなく、障がい児を取り巻く保健・医療・教育など各分野の関係機関と連携を密にしながら、幼少期からの途切れないインクルージョンの取り組みとその推進を図ります。



## 4.健康増進計画

## ◆施策の変更

### 【基本目標】

健康寿命の更なる延伸に向けて 市民みんなで健康づくり

### 【基本施策】

1 市民の主体的な健康づくりの推進

### 【推進項目】

(1) 市民の健康づくりへの関心の強化

### 修正前

1) 健康づくりへの自発性を高める支援

○プラスマイナスチャレンジの普及

### 修正後

1) 健康づくりへの自発性を高める支援

○健康行動指針の理解促進と普及啓発

### 【修正の理由】

健康づくりスローガンを覚えていただくだけでなく、「野菜摂取促進」「減塩」「運動促進」という健康行動指針の理解促進と普及啓発を図るため、修正いたしました。

## ◆施策の変更

### 【基本目標】

健康寿命の更なる延伸に向けて 市民みんなで健康づくり

### 【基本施策】

2 生涯通じての生活習慣病等発症予防・重症化予防にかかる保健事業の推進

### 【推進項目】

(3) 健康に関する生活習慣改善のための取組の推進

### 修正(追加)前

生活習慣の基礎となる「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・こころの健康」「歯・口腔の健康」「喫煙」「飲酒」といった6つの分野に関し、取り組んでいく必要があります。

### 修正(追加)後

生活習慣の基礎となる「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・こころの健康」「歯・口腔の健康」「喫煙」「飲酒」「女性の健康」といった7つの分野に関し、取り組んでいく必要があります。

### ■女性の健康

#### <現状と課題>

女性の健康は、思春期や成熟期、更年期、老年期などのライフステージごとに変化する女性ホルモンの影響を受けやすいという特性があることに加え、就職や結婚、妊娠、出産、子育てなどライフイベントにも関係します。

ライフステージによって現れる体の変化や特有の症状・病気を踏まえ、女性の健康に関する知識・情報の発信や理解促進を進めます。

#### <目標実現のための取組>

##### ○女性の健康に対する啓発の推進

・女性の健康課題について正しい知識の普及啓発と理解促進 を追加

### 追加

○こころの健康に対する啓発の推進 に 「睡眠指針の普及啓発」 を追加

### 【修正の理由】

女性は男性に比べ、平均寿命と健康寿命の差が大きいことから、国の第3次健康日本21の中で「女性の健康」が追加されました。女性の健康は生活習慣や社会環境に加え、ライフステージごとに変化する女性ホルモンの影響を受けやすいという特性があることから、女性の健康に関する知識・情報の発信や理解促進が必要なため追加いたしました。

睡眠で休養がとれている者の割合を増やすことをめざし、「健康づくりの睡眠ガイド2023」が国から示される予定です。第3次健康日本21では、睡眠の質に加え、睡眠の量も重視することが示されていることから、新しい睡眠の意識づけの啓発の推進が必要なため追加いたしました。

## 5食育推進計画

## ◆施策の変更

### 【基本目標】

つなげよう 広げよう さかいの食育実践の環(わ)

### 【基本施策】

1. 生涯元気で過ごすための健康寿命の延伸につながる食育の推進

### 【推進項目】

- (1) 健康づくりおよび生活習慣病の発症予防と重症化予防

### 修正前

- 1) 市民が主体的な食生活を実践できるための取組

○プラスマイナスチャレンジを活用した、市民向けの啓発促進

### 修正後

- 1) 市民が主体的な食生活を実践できるための取組

○健康行動指針(野菜摂取促進・減塩・運動促進)を活用した、市民向けの啓発促進

○歯と口の健康づくりの実践に向けた取組の充実 を追加

### 【変更の理由】

令和3年3月に国の第4次食育推進基本計画が策定されました。重点事項の1つに「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」が設定されました。生涯にわたって健康に過ごすためには、健全な食生活を実践できる力が重要となります。坂井市においても健康行動指針を活用し、健全な食生活を実践できるよう取組を進めます。また、食べるという行為は口腔機能に左右されます。乳幼児期から高齢期に至るまで、噛む・飲み込むなどの口腔機能を維持することは重要であり、生活習慣病予防やフレイル予防、健康寿命の延伸につながります。国においても具体的な目標として「ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合の増加」を掲げており、歯科保健活動における食育の推進に取組む必要があります。市においても歯と口の健康づくりの実践に向けた取組の充実を行います。

## ◆施策の変更

### 【基本目標】

つなげよう 広げよう さかいの食育実践の環(わ)

### 【基本施策】

3. 地域連携で進める坂井の特性を活かした安全で安心な食育の推進

### 【推進項目】

(3) 食の安全安心と環境への配慮

### 修正前

3) 食中毒と食品衛生に関する情報の発信と意識の向上

- ホームページや広報等での啓発
- 保護者への給食だよりを通しての啓発

### 修正後

4) 災害への食の備え

- 栄養バランスの配慮や備蓄方法など、必要な知識の普及啓発 を追加

### 【変更の理由】

令和3年3月に施行された国の第4次食育推進基本計画では、「災害時に備えた食育の推進」という項目が新たに追加されました。近年、全国各地で地震や豪雨などの自然災害が頻繁に発生しており、災害時の対策が課題となっています。健康的な生活が送れるよう、栄養バランスに配慮した食料の備蓄について普及啓発を行います。

第3次坂井市福祉保健総合計画(中間改定版)  
令和6年3月

発行・編集 : 福井県坂井市 健康福祉部  
〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄1-1  
TEL : 0776-50-3041 FAX : 0776-68-0324  
ホームページアドレス : <https://www.city.fukui-sakai.lg.jp>